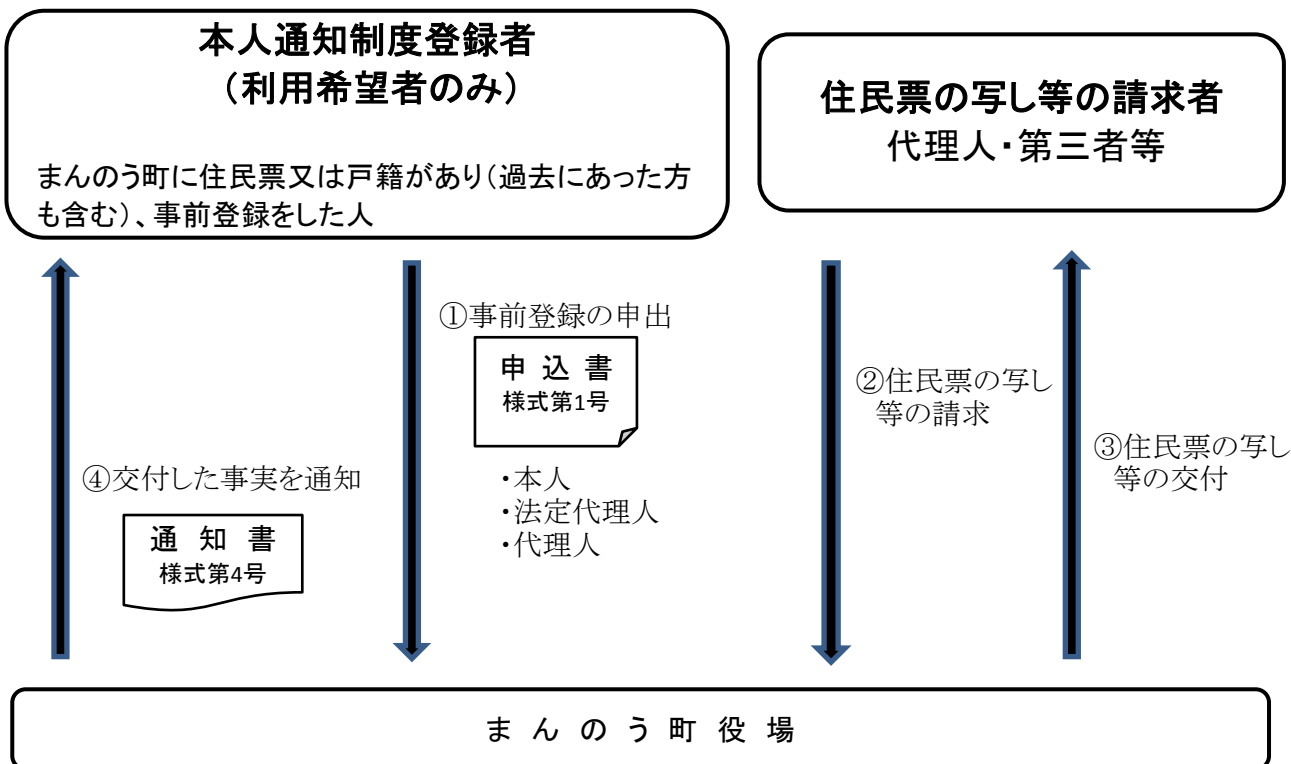


※本人通知制度について

制度の概要

まんのう町において、住民登録や本籍のある方(あった方を含む)が事前に登録することにより、住民票の写しや戸籍謄本などを本人の代理人や第三者に交付した場合に、その交付した事実について登録者本人にお知らせをする制度です。

この制度により、住民票の写し等が第三者に交付されたことを本人が早期に知ることができ、不正請求及び不正取得による個人の権利侵害の抑止に役立ちます。また、本制度が周知されることで、委任状の偽造や不必要な身元調査などの未然防止にもつながります。



取られないようにする制度ではありません。

登録できる人

- ・まんのう町に住民登録がある人(過去にあった人)
- ・まんのう町に本籍がある人(過去にあった人)

登録受付

《場所》

- ・町役場住民生活課(本庁1階)
- ・琴南支所/仲南支所/美合出張所

《時間》

- ・登録等の受付時間 平日8:30~17:15

- ※上記のほか、本庁窓口のみ火曜日と木曜日の17:15～19:00にも受け付けます。
- ※郵便による申し込みも可能です。

《必要なもの》

- ・窓口に来る人の本人確認書類(住民基本台帳カード(写真付き)、旅券、運転免許証、官公署が発行した免許証等)
- ・代理人が申し込む場合は、登録者本人の自署した委任状
- ・法定代理人が申し込む場合は、戸籍謄本等の資格を証明する書類
- ・通知の送付先を申込者の住民登録地以外の場所に指定する場合は、その理由及び送付先とする場所を明らかにする書類

通知期間

- ・廃止の届出がない限り継続します。
 - ※平成27年4月1日より、登録者の利便性の向上のため、これまで3年としていた登録期間を廃止しました。

通知対象となる方

- ・登録をした方のみ
 - ※同一世帯、同一戸籍であっても登録者以外には通知されません。通知を希望する場合は、それぞれに登録が必要です。

通知内容

- ・交付年月日
- ・交付した証明書の種別
- ・交付枚数
- ・交付請求者の種別

通知対象となる証明書

- ・住民票の写し(除票を含む)
- ・住民票記載事項証明書
- ・戸籍謄本及び戸籍抄本(除籍、改製原を含む)
- ・戸籍記載事項証明書
- ・戸籍附票の写し(除附票、改製原を含む)
 - ※登録申込書に記入されている住民票や戸籍等が対象になります。町内に住民票、除票あるいは戸籍等が複数ある場合でも、申込書に記入されなかったものについては通知されません。

《対象から外れる請求》

- ・国または地方公共団体の機関からの請求
- ・住民票関係は登録者又は登録者と同一の世帯に属する者、戸籍関係は登録者又は登録者の配偶者、直系尊属又は直系卑属、同一の戸籍に記載されている者からの請求